



高速しが

令和5年
(2023)
12月号

発行 滋賀県高速道路交通安全協議会・滋賀県高速道路交通警察隊

年末の交通安全県民運動

◇運動の期間：12月1日（金）～12月31日（日）まで

運動の重点



1 子どもと高齢者を始めとする交通事故防止の推進

☆運転者の皆さんは、子どもや高齢者を見かけたら、徐行または一時停止するなどして、その行動に十分注意して運転しましょう。

☆家庭や地域では、子どもや高齢者に対して、安全な道路の横断や通行方法について一声かけ、地域全体で子どもと高齢者の事故を防止しましょう。



2 飲酒運転、妨害運転等の危険運転の根絶

☆飲酒運転による事故は、未だ後を絶ちません。飲酒運転を「しない・させない・許さない」環境づくりに努め、地域全体で飲酒運転を根絶させましょう。

☆妨害運転は重大な交通事故につながる悪質・危険な運転行為です。車間距離を保ち、無理な追い越しや割り込みは絶対にやめましょう。



3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

☆自転車乗車中の交通事故による重症化率の高さを理解し、全ての自転車利用者はヘルメットを着用しましょう。

☆「自転車安全利用五則」

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯 ④飲酒運転は禁止 ⑤ヘルメットを着用



4 横断歩道利用者ファースト運動の推進

☆「横断歩道は歩行者優先」です。歩行者や自転車が横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止しましょう。

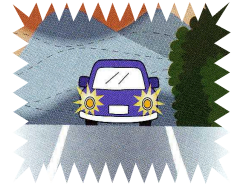
☆道路を横断するときは、左右の安全確認をして手を上げるなどして運転者に横断する意思を明確に伝えましょう。



夕暮れ時の交通事故防止

年末にかけて、日の暮れる時間が早くなってきます。

それに伴い、午後5時から午後7時までの薄暮時間帯から夜間にかけての交通事故が増加します。夕暮れ時に発生しやすい事故の危険を考えてみましょう。



(薄暮時間帯：日没前30分から日没後30分の日没前後1時間を言う)

運転する場合の注意点

① 早めのライト点灯

まだ明るいと思っても、早めに前照灯を点けましょう。

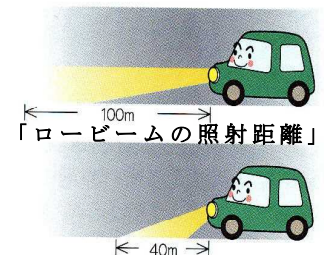
運転者自身が見やすいだけでなく、相手に車の存在を知らせることができます。

② 前照灯はロービームとハイビームの切り替えを

周囲が暗くなったら、対向車や前方に車両がない場合には、前照灯をハイビームにしましょう。

ハイビームにすることで、視界が開け早期に危険を察知でき交通事故を避けることができます。

「ハイビームの照射距離」



交通事故はいつ発生するか分かりません！！

～ドライバーは常に緊張感を持った運転を～

夕暮れ時は急に暗くなり、周囲の状況の変化に目が慣れるのが追いつかなくなります。

また、車の運転者から見えにくくなる時間帯でもあり、事故の危険性が非常に高くなります。

危険がいっぱいの夕暮れ時は、

「前後左右の安全確認をする」「運転に集中する」

ことで多くの交通事故を防ぐことができます。

今一度、交通事故に対する警戒心を高めましょう。



